

～循環型地域社会の実現を目指して～

令和6年度版  
岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業  
の手引き

県では、事業者の皆様による産業廃棄物等の発生抑制や  
リサイクル等に関する取組を支援します。

事業区分（事業メニュー）

◇ゼロエミッション普及促進事業

◇環境産業育成支援事業

（※産業・地域ゼロエミッション推進事業の他の補助メニューは  
今回の募集の対象とはしていません）

令和6年5月

岩手県環境生活部資源循環推進課

公募期間…令和6年5月29日（水）～令和6年6月28日（金）

# 令和6年度版岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業の手引き 目次

<b>1 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業とは？</b>	----- (3ページ)
<b>2 制度の概要</b>	----- (3～5ページ)
(1) 事業メニュー	
(2) 補助対象者	
(3) 補助対象経費、補助率及び補助金額	
<b>3 応募に当たっての留意事項</b>	----- (5ページ)
(1) 応募書類の提出	
(2) 事業目標の設定と成果の検証	
(3) 事業期間	
(4) 補助金交付期待額の算定における端数の取扱い	
(5) 採択事業の公表	
<b>4 応募事業の審査・選考</b>	----- (6ページ)
<b>5 事業実施に当たっての留意事項</b>	----- (6ページ)
(1) 補助対象経費の発注	
(2) 補助金の前金払い	
(3) 事業計画の変更	
(4) 施設の試験稼動	
<b>6 経理処理についての留意事項</b>	----- (6～7ページ)
(1) 帳簿等の記録、管理、保存	
(2) 補助対象物件の取得	
(3) 取得財産の管理、処分	
<b>7 補助金の支払い</b>	----- (7ページ)
<b>8 スケジュール</b>	----- (7ページ)
<b>9 提出書類</b>	----- (8～9ページ)
(1) 応募関係書類 (追加公募期間中)	
(2) 交付申請関係書類 (事業採択後)	
(3) 実績報告関係書類 (補助事業完了時)	
(4) 産業廃棄物等発生抑制等状況報告関係書類 (補助事業年度の翌年度以降)	
<b>10 その他</b>	----- (10ページ)
(1) 事業委託の制限	
(2) 研究成果の帰属	
(3) 補助対象物件等の検収・表示	
(4) グリーン購入等への協力	
(5) その他留意事項	
<b>11 相談・応募先</b>	----- (10ページ)

## 1 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業とは？

この事業は、岩手県内における産業廃棄物<sup>※1</sup>や事業系一般廃棄物<sup>※2</sup>（以下「産業廃棄物等」といいます。）の3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進と、環境に配慮した事業活動の促進を目的として、事業者の皆様が主に県内で発生する産業廃棄物等の3Rの推進に関する取組を行う場合の経費の一部を補助する制度です。

また、この事業は、産業廃棄物を岩手県内で排出した事業者の皆様から納めていただいている、産業廃棄物税の収入を主な財源としています。

※1 事業活動に伴って排出される廃棄物で、燃え殻や汚泥など、20種類（廃棄物処理法で規定）を指します。

※2 産業廃棄物以外の廃棄物のうち、事務所から排出される紙くずなど、事業活動に伴って排出される廃棄物を指します。

## 2 制度の概要

### (1) 事業メニュー

今回の追加公募では次の2つの事業区分の公募を行います。

#### 【ゼロエミッション普及促進事業】

自ら排出する産業廃棄物等の3Rを推進しようとする事業が対象となります。

※バイオディーゼル燃料（BDF）を製造する場合は、自ら、または県内の事業者等が排出する産業廃棄物等の3Rを推進しようとする事業が対象となります。

#### ～対象となった事業の例～

補助金を活用して木くず粉砕機を導入し、チップ製造過程で生じる荒バークを粉砕し、敷料や燃料として販売する。

#### 【環境産業育成支援事業】

県再生資源利用認定製品製造事業者が製造するリサイクル製品の商品力強化または販売促進の取組を行おうとする事業、及び下記事業区分の事業により補助金を受けて開発もしくは製造した、製品または技術の利用促進を目的として実施する事業が対象となります。

（事業区分）

- ①企業内ゼロエミッション推進事業 ②地域・企業間ゼロエミッション推進事業
- ③廃棄物発生抑制等技術研究開発推進事業 ④廃棄物利用製品開発推進事業
- ⑤廃棄物利用製品製造推進事業 ⑥ゼロエミッション普及促進事業

#### ～対象となった事業の例～

- 県再生資源利用認定製品となった、自社が製造するリサイクル製品の販売を促進するため、全国規模の展示会に出展するとともに、業界紙へ広告を掲載する。
- 事業メニュー④を実施した事業者が、開発したリサイクル製品の販売促進や製品改良に関する助言を受けるため、専門家を派遣受入し、調査を行う。

(2) 補助対象者

ア ゼロエミッション普及促進事業

- (ア) エコショップいわて認定店<sup>※3</sup>を有する事業者
- (イ) いわて地球環境にやさしい事業所<sup>※4</sup>認定事業者
- (ウ) 県内に事業所を置くまたは置こうとする事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者に限ります。）
- (エ) 特定非営利活動促進法に基づき認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）
- (オ) 複数の事業者から構成される、法人格を有する団体（構成員の半数以上が県内に事業所を置く事業者である必要があります。）

※3 ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組んでいる、環境配慮型の店舗として県により認定を受けた店舗を指します。なお、エコ協力店いわて認定制度の概要は、県ホームページ「エコ協力店いわて認定制度」のページからご覧になれます。

※4 地球温暖化を防止するために、二酸化炭素排出の抑制に関する取組を積極的に行っている事業者として、県から認定を受けた事業者を指します。

なお、いわて地球環境にやさしい事業所認定制度の概要は、県ホームページ「『いわて地球環境にやさしい事業所』認定制度の概要」のページからご覧になれます。

イ (1)の⑦の事業区分

- (ア) 岩手県再生資源利用認定製品<sup>※5</sup>認定事業者
- (イ) 事業区分①から⑥までの事業によって開発された製品を製造等する事業者

※5 リサイクル製品の利用拡大を図るため、一定の基準を満たすリサイクル製品として、県が申請に基づき認定した製品を指します。

なお、岩手県再生資源利用認定製品認定制度の概要は、県ホームページ「岩手県再生資源利用認定製品」のページからご覧になれます。

(3) 補助対象経費、補助率及び補助金額

事業区分	補助対象経費	補助率	補助金額
⑥ ゼロエミッション普及促進事業	1 次の機械装置の購入、据付け及び改良に要する経費 (1) 汚泥脱水機 (2) 木くず破砕機又は木くずボイラー (3) 業務用生ごみ処理機 (4) 廃プラスチック類溶解機又は廃プラスチック類破砕機 (5) バイオディーゼル燃料（BDF）製造装置 (6) その他、知事が必要かつ適当と認める機械装置 ※(6)については、担当課にご相談ください。 2 市場形成調査費	補助対象経費の3分の1以内	100万円以上 500万円以下
⑦ 環境産業育成支援事業	1 再生資源利用認定製品認定事業者 (1) 品質向上又はコストダウンのための調査分析委託経費 (2) マーケティング調査委託経費 (3) 販売プロモーション委託経費 (4) 広告宣伝費、イベント、展示会等への出展経費 2 事業区分①から⑥までの事業によって開発された製品等を対象とする事業者 アドバイザー派遣受入経費	1 岩手県再生資源利用認定製品に関する取組の場合… 補助対象経費の2分の1以内 2 1以外に関する取組の場合… … 補助対象経費3分の1以内	1 岩手県再生資源利用認定製品に関する取組の場合… 30万円以上 300万円以下 2 1以外に関する取組の場合… 20万円以上 200万円以下

- 事業の採択にあたっては、書類審査などを実施いたします。
- 一事業者が同時に複数の事業メニューに応募することができます。
- 事務所の光熱費や従業員の賃金等の経常的経費、土地取得費及び営業車両の購入費など、用途が応募事業に限定できないものは、原則として補助対象となりません。
- 消費税や金融機関への振込手数料は補助対象経費となりませんので、申請にあたってはその分を除いて積算を行ってください。
- 事業メニューによっては、産業廃棄物処理施設設置許可や産業廃棄物処理業の許可が必要になる場合があります。詳しくは県資源循環推進課にご相談ください。
- アドバイザー派遣受入を行う場合は、申請時（補助事業の内定後）までにアドバイザー派遣受入についての委託契約書の写しを提出してください。
- 市場形成調査を他の事業者に委託して行う場合は、申請時（補助事業の内定後、8月以降を予定）までに市場形成調査に関する委託契約書の写しを提出してください。
- 環境産業育成支援事業の補助対象経費について
  - ・販売プロモーション委託経費及びアドバイザー派遣受入経費は、販売促進活動に関する委託先への人件費、交通費、印刷費、通信費、運搬費等が該当します。
  - ・広告宣伝費、イベント、展示会等への出展経費は、賃金、謝金、旅費、印刷費、通信費、運搬費等が該当します。

### 3 応募に当たっての留意事項

#### (1) 応募書類の提出

応募書類の提出の際に、事業内容についてのヒアリング等を行いますので、あらかじめ応募書類を提出する日時を県資源循環推進課までお知らせのうえご持参願います。

なお、所定の応募様式の規格はA4判としますが、補足説明資料については、それ以外の規格でも構いません。

#### (2) 事業目標の設定と成果の検証

ア 応募にあたり、当該事業計画に沿った、明確な根拠に基づく産業廃棄物等の減量化や資源化等に関する目標を設定してください。

(例：産業廃棄物等の発生抑制量、再生利用量、廃棄物処理費の削減額、リサイクル製品売上高増加額など)

イ 事業完了年度の翌年度から2年間及び5年経過後の年度における産業廃棄物等の発生抑制等の実施状況について、報告していただきます（それ以外の年度におきましても、簡易なかたちでの状況報告をしていただく場合があります）。

#### (3) 事業期間

単年度内に完了する事業が対象となりますので、事業期間は、原則として県からの補助交付決定日（令和6年8～9月を予定）から令和7年2月28日までの間で設定していただく必要があります。（令和7年3月は事業の完了確認等を行うため、2月までに事業が完了する必要があるものです。）

また、事業期間内に全ての補助対象経費の支払いを終えていただく必要があります。

#### (4) 補助金交付期待額の算定における端数の取扱い

1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額を補助金交付期待額としてください。

#### (5) 採択事業の公表

採択事業については、採択事業者名、事業テーマ、事業概要、事業費、補助額及び事業における目標等をインターネット等により公表しますので、あらかじめご了承ください。

#### 4 応募事業の審査・選考

No.⑥～⑦の事業は、主に書類審査により選考を行います。

なお、各事業メニューの審査・選考実施者及び主な審査項目は次のとおりです。

No.	事業区分	審査・選考実施者	主な審査項目
⑥	ゼロエミッション普及促進事業	岩手県産業・地域 ゼロエミッション 推進事業審査会事 務局（県資源循環 推進課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去に採択された事業で開発された設備や技術を導入するか。</li> <li>● エコショップいわて認定店を有する事業者であるか。</li> <li>● いわて地球環境にやさしい事業所認定事業者であるか。</li> <li>● 産業廃棄物等の減量化の効果（割合及び量）</li> <li>● 産業廃棄物等の資源化の効果（割合及び量） など</li> </ul>
⑦	環境産業育成支援事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売上高増加額及び伸び率</li> <li>● 産業廃棄物等の再生資源への転化量</li> <li>● リサイクル製品への再生資源の配合率</li> <li>● 原価コストの削減額及び削減率など</li> </ul>

#### 5 事業実施に当たっての留意事項

##### (1) 補助対象経費の発注

補助金交付決定前に契約した経費は補助対象外となりますので、補助対象経費とする物品又は役務に関する発注及び契約は、県から補助金交付決定を受けた後に行ってください。

##### (2) 補助金の前金払い

原則として、補助金は全ての補助対象経費の支出が確認できた後にお支払いします。例外的に、特別な事情があると認められる場合は、必要な金額を前金払いすることができます。

##### (3) 事業計画の変更

設置する施設の構造、仕様が著しく変わる場合や、補助対象経費の配分の20パーセント以上の増減があった場合等は、事業計画変更の申請を行い、その承認を受ける必要があります。

なお、事業計画の変更により、当初決定を受けた補助金額を増額することはできません。

##### (4) 施設の試験稼働

補助事業により、産業廃棄物等の3Rに資する施設を導入する場合は、施設の設置後、少なくとも1ヶ月程度を試験稼働期間とし、補助事業のスケジュールに含めてください。

#### 6 経理処理についての留意事項

##### (1) 帳簿等の記録、管理、保存

補助対象経費の収支を明確にするため、補助事業専用の帳簿（補助簿）や預金通帳等を用意するなどして、他業務の経理と明確に区別できるようにしてください。

また、補助対象経費に関する経理については、事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業終了後5年間保存してください（証拠書類によって補助対象経費が確認できない場合、補助対象経費の認定が出来ず、補助金をお支払いできなくなるおそれがあります。）。

《証拠書類の例》

- ① 物品購入等：見積書、注文書、注文請書、契約書、納品書、検収書、請求書及び領収書（銀行振込の場合は振込金受領書等）など
- ② 施設整備、高額物品購入等：①に掲げる証拠書類の他、仕様書 など

## (2) 補助対象物件の取得

取得価格 50 万円以上の物品購入等については、原則として 2 社以上から見積りを徴収し、性能面やコスト面を比較検討したうえで契約してください。また、それらの写しについて、申請書類に写しを添付願います。

また、見積りを徴収できない場合でも、計画書上、購入相手を選定した理由を明確にしてください。

## (3) 取得財産の管理、処分

ア 補助事業により取得した機械装置等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に沿って効果的に運用してください。

イ 取得した財産等については、取得財産管理台帳（岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金交付要綱実施細則（以下「細則」という。）様式第 15 号）を備え、適正に管理してください。

ウ 補助金により取得した物品等は、事業目的以外には使用できませんので、注意してください。

エ 取得価格又は増加価格が 50 万円以上の財産を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保）する必要が生じた際は、財産処分承認申請書（細則様式第 16 号）を事前に提出し、知事の承認を受けてください。

ただし、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める告示」（平成 12 年厚生省告示第 105 号）に定める期間を経過した財産については、承認を受けないで処分することができます。

### 【厚生省告示の例】

処分を制限する財産の名称等			処分制限期間 (年)
施設設備の分類	財産の名称、構造等		
構築物	金属造のもの	薬品貯そう	8年から15年
機械及び装置	廃棄物処理設備		7年

オ 補助金によって取得した財産を処分した場合は、県への納付金が発生することがあります。

## 7 補助金の支払い

(1) 補助対象経費の支払いは、他の取引との区別を明確にするため、単独の支払いにするとともに、必ず直接払いや銀行振込等の方法により行い、書類上そのことを確認できるようにしてください（回し手形や相殺等による支払いは認められません）。

(2) 補助対象経費は、振込手数料を除いた金額になるので、相手方からのサービス等で振込手数料を除いた金額を相手方に振り込むことがないように注意してください。

(3) 補助対象経費の支出は、令和 7 年 2 月 28 日までに完了するようにしてください。

## 8 スケジュール

- 公募期間…令和 6 年 5 月 29 日(火)～令和 6 年 6 月 28 日(金)
- 書類審査…令和 6 年 7 月
- 審査結果決定、審査結果通知…8 月～9 月上旬
- 補助金交付決定…9 月

※ 公募期間以外は、時期が変更となる場合があります。

## 9 提出書類

以下の説明では、提出書類について「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金交付要綱」で様式を定めている場合には「要綱様式第〇号」と、「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金交付要綱実施細則」で定めている場合には「細則様式第〇号」と記載しています。

いずれの書類も、提出部数は1部です。

なお、下記書類の提出にあたっては、補助対象経費の性質に応じて、必ず見積書又はそれに準じるもの（カタログ等）の写しを添付してください。

### (1) 応募関係書類（追加公募期間中）

事業区分	提出書類及び添付書類	様式
ゼロエミッション普及促進事業	① 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業基本計画書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 産業廃棄物等の発生抑制等の目標及び費用対効果の確認方法 ⑤ 市場形成調査計画書（該当経費がある場合のみ） ⑥ 経営状況表 ⑦ 経営計画及び資金計画 ⑧ リサイクル製品の販売計画（該当がある場合のみ） ⑨ 産業廃棄物等の減量化・資源化計画 ⑩ 直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）（個人の場合は青色申告書の写し） ⑪ 法人の場合は定款及び登記事項証明書、個人の場合は住民票抄本 ⑫ 法人の場合は、役員一覧表 ⑬ 納税証明書（法人の場合は直近1期分の法人県民税及び法人事業税、個人の場合は直近1年分の個人事業税） ⑭ 会社案内等のパンフレット ⑮ 導入予定の設備・技術に関するパンフレット ⑯ その他知事が必要と認める書類	細則様式第1－6号 細則様式第2－6号 細則様式第3－2号 細則様式第4号 細則様式第7号 細則様式第8号 細則様式第9号 細則様式第10号 細則様式第11号
環境産業育成支援事業	① 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業基本計画書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 経営状況表 ⑤ 経営計画及び資金計画 ⑥ リサイクル製品の販売計画 ⑦ アドバイザー派遣受入計画書（該当経費がある場合のみ） ⑧ 直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）（個人の場合は青色申告書の写し） ⑨ 法人の場合は定款及び登記事項証明書、個人の場合は住民票抄本 ⑩ 法人の場合は、役員一覧表 ⑪ 納税証明書（法人の場合は直近1期分の法人県民税及び法人事業税、個人の場合は直近1年分の個人事業税） ⑫ 会社案内、取扱製品等のパンフレット ⑬ その他知事が必要と認める書類	細則様式第1－7号 細則様式第2－7号 細則様式第3－3号 細則様式第8号 細則様式第9号 細則様式第10号 細則様式第12号

(2) 交付申請関係書類（事業採択後）

事業区分	提出書類及び添付書類	様式
ゼロエミッション普及促進事業	① 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金交付申請書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 市場形成調査計画書（該当経費がある場合のみ） ⑤ その他知事が必要と認める書類	要綱様式第1号 細則様式第2-6号 細則様式第3-2号 細則様式第7号
環境産業育成支援事業	① 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金交付申請書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ アドバイザー派遣受入計画書（該当経費がある場合のみ） ⑤ その他知事が必要と認める書類	要綱様式第1号 細則様式第2-7号 細則様式第3-3号 細則様式第12号

(3) 実績報告関係書類（補助事業完了時）

事業区分	提出書類及び添付書類	様式
ゼロエミッション普及促進事業	① 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業実績報告書 ② 収支精算書	要綱様式第3-1～3-6号（事業別） 要綱様式第4-1～4-3号（事業別）
環境産業育成支援事業	③ 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金交付請求（精算）書 ④ (50万円を超える取得財産がある場合) 取得財産管理台帳 <sup>※6</sup> ⑤ 補助対象経費に関する経理関係の書類の写し（契約書、領収書等） ⑥ その他補助事業に関する証拠書類	要綱様式第5号 細則様式第15号

※6 事業完了後、一定期間内に取得価格又は増加価格が50万円以上の財産を処分する必要が生じた際は、財産処分承認申請書（細則様式第16号）を事前に提出してください。（詳細は6(3)エを参照）

(4) 産業廃棄物等発生抑制等状況報告関係書類（補助事業年度の翌年度以降<sup>※7</sup>）

事業区分	提出書類及び添付書類	様式
ゼロエミッション普及促進事業	岩手県産業・地域ゼロエミッション推進状況報告書	細則様式第14-6号
環境産業育成支援事業	岩手県産業・地域ゼロエミッション推進状況報告書	細則様式第14-7号

※7 補助事業年度終了後2年間及び5年経過後の年度の状況について、当該年度終了後30日以内  
例) 令和6年度事業の場合・・・令和8、9、12年の4月中

## 10 その他

### (1) 事業委託の制限

「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業」は、応募事業者が自ら事業を行うことを前提としているため、事業の大半を他の事業者等に委託することはできません。ただし、事業目的を達成するために必要と認められる範囲内であれば、委託することも可能です。

### (2) 補助対象物件等の検収・表示

補助対象物件等の納入期日を確実に把握するために検収を行い、検収年月日を明確にしてください(検収日は補助対象物件等の取得日とします)。

また、補助金により取得した物件等(原材料その他表示が困難なものは除く。)には、

#### 令和6年度岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業取得物件

と表示(長期にわたって消えるおそれがなく、かつ見えやすい大きさのもの)してください。

### (3) グリーン購入等への協力

補助事業実施中に物品等を購入する場合は、岩手県知事が認定する「岩手県再生資源利用認定製品」、「岩手県グリーン購入基本方針」に基づく環境物品及びエコマーク製品(公益財団法人日本環境協会認定)等、できるだけ環境にやさしい物品等を購入してください。

## 11 相談・応募先

この補助事業の相談・応募等の受付窓口は下記のとおりです。事業内容、書類の作成の仕方など、お気軽にご相談ください。

### ● 岩手県環境生活部資源循環推進課(岩手県庁11階)

所在地: 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

TEL: 019-629-5367

FAX: 019-629-5369

e-mail: AC0003@pref.iwate.jp